

仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

Q 鉄工所を営
業しています。ア
ーク溶接作業につ
いて規則改正があ
ったとのことですが、内容を教
えてください。

A 金属アーク溶
接等作業で発生
する溶接ヒュームにつ
いて、神経障害等の健
康障害を及ぼす恐れが
あることから、溶接ヒ
ュームを特定化学物質
(管理第二類物質)に
加える旨の規則改正が
行われました。
主な改正内容は次の
とおりです。

金属アーク溶接等作業に関する規則改正

等の使用等、休憩室の設置、洗浄設備の設置、喫煙または飲食の禁止、有効な呼吸用保護具の備え付け等)

B 金属アーク溶接等作業を屋外作業場等で行う場合(毎回異なる屋内作業場で行う場合を含む)

有効な呼吸用保護具の使用、Aの①(屋内作業場の場合)、②、⑤、⑥の事項

改正事項は今年4月から適用(②と③は2022年4月から、このうちフィットテストは23年4月から適用)

詳細は労働局健康安全課に問い合わせてください。

① 全体換気装置による換気等の実施

② 特定化学物質作業主任者の選任

③ ヒュームの測定、その結果に基づき呼吸用保護具の使用およびフィットテストの実施等

④ 掃除等の実施

⑤ 特定化学物質健康診断の実施等(じん肺健康診断とは別)

⑥ その他の措置(安全衛生教育、ぼろ等の処理、不浸透性床等の設置、立ち入り禁止措置、運搬貯蔵時の容器

鳥取労働局労働基準部健康安全課 電話0857(29)1704